

『母さん助けて詐欺』にご注意!!

—振り込め詐欺被害が急増中—

警視庁は、今年5月に一般公募の中から『振り込め詐欺』の新名称を『母さん助けて詐欺』に決定しました。

全国的に振り込め詐欺の被害が急増する中、『母さん助けて詐欺』と、わかりやすいフレーズで高齢者の警戒心を改めて呼び起こすねらいがあります。

◆振り込め詐欺には次の種類があります。いずれもお金を口座に振り込ませる手口が共通です。

- ・オレオレ詐欺
- ・架空請求詐欺
- ・融資保証金詐欺
- ・還付金詐欺



◆一度は減少傾向にあった振り込め詐欺の被害額が、3年連続で増加しています。これは、高齢者をねらった新たな手口の振り込め詐欺が急増しているからです。

現金受取型が急増

お金を「振り込ませる」のではなく、直接受け取る「手渡し型」が急増しています。

金融機関での対策が強化され、多額のお金がとりにくくなったことなどによるもので、「手渡し」には限度額がないため1件あたりの被害額も多くなっています。



「還付金詐欺」が再び急増

ATMで現金が戻ってくることは絶対にありません。

税務署、社会保険庁、自治体の職員などを名乗って電話をかけ、「税金の返還金(または医療費の還付金)があるが、以前通知を出したのに返信がないので電話した。今日中に手続きしないと期限切れで還付できない」と言ってATMに行かせて、金を振り込ませる手口です。

機械の操作に不慣れな高齢者をねらって、「手続きをするのでキャッシュカードと携帯電話を持ってATMに行ってください。ATMに着いたら受取方法を説明します」とATMに誘導し、「これから振り込みを行いますので【お振り込み】のボタンを押してください」などと言って犯人の口座に送金させます。

◆被害を防ぐには

- ・「自分はだまされない」と過信しない。
- ・いずれの手口も電話を使用するので、留守番電話を活用して、直接話さないようにする。
- ・自分だけで判断しない。

家族や周囲の人、警察や消費生活センターに相談しましょう。

◆相談連絡先

消費者ホットライン

☎0570-064-370

県民生活相談センター

☎277-1003

警察安全相談室

☎272-9110

役場環境経済課消費生活相談窓口

☎388-1301

(第1・第3月曜日は専門相談員による相談も開催〈18ページ参照〉)

